

## 災害等対策特別資金

今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市内中小企業者等を支援するため、新たな融資制度「災害等対策特別資金」を創設しました。  
市内中小企業者等の資金繰りを支援し、事業継続や経営の安定を図ります。

### □融資の対象になる方

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高等が減少し、セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定書の交付を受けた中小企業者等

### □融資条件

|       |   |
|-------|---|
| 融資限度額 | 3,000万円(別枠)   |
| 資金用途  | 運転資金及び設備資金  |
| 融資利率  | 1.7%以内(利用者負担0.8%以内、市利子補給0.9%)<br>ただし、令和3年3月分までの利子については、市が全額負担               |
| 融資期間  | 10年以内<br>据置期間 ・セーフティネット保証4号...1年以内<br>・危機関連保証...2年以内<br>(融資期間が5年以内の場合は1年以内) |
| 保証料補助 | 利用者が神奈川県信用保証協会へ支払った信用保証料の一部を補助<br>補助率80%以内(限度額10万円)                         |
| その他   | 本資金への借り換えが可能です。<br>借り換えの際に生じる、借り換え元資金(本市融資制度)の信用保証料補助金に係る返還は免除となります。        |

### □申込要件(要件すべてに該当すること)

中小企業信用保険法施行令第1条に規定する業種(神奈川県信用保証協会の保証対象外業種を除く)に属する事業を営む中小企業者、NPO法人及び協同組合等。

市内で3ヶ月以上継続して同一事業を営んでいること。

かつ個人にあっては、市内に在住の者。

市民税を完納していること。

法人...法人市民税      個人...個人市民税

行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていること。

### □融資申込窓口

相模原市融資制度取扱金融機関